

国連特別報告官「ベネズエラに対する米国封鎖の影響」1.

2月17日 :Venezuela Analysis

国連特別報告官による現地調査報告

「ベネズエラに対する米国封鎖の影響」

アレーナ・ドゥーハン（要約）

相当の長文であるため、何部かに分けて掲載する。今回はこれまでの経済制裁の概観に触れた序論部分。

I. 現地調査までの経過概要

2014年、オバマ政権は、ベネズエラ当局に対する制裁を課した。その理由は、民衆の抗議を厳しく弾圧し、野党指導者に圧力を加え、報道の自由を犯したというものである。

2015年、米国は、麻薬密売に関与しているとされる個人や団体に対して対象を絞った制裁を導入した。

同じ年、米国はベネズエラの状況が米国の安全保障と外交政策を脅かしているとし、非常事態を宣言した。

2016年には、同様の理由でベネズエラに対して武器禁輸を課した。

2017年、ベネズエラで制憲議会の選挙が行われた。米国は選挙が非合法であると非難し、ベネズエラ政府とPDVSA（石油公社）に制裁を課した。さらにアメリカとの通商を禁止し、米国の金融市場へのアクセスを阻止した。

2018年、ベネズエラ大統領選挙が行われた。その結果マドゥーロが勝利した。その後、米国は政府に対する制裁を強化した。汚職、政敵の弾圧、民主主義の蹂躪が理由とされた。

2019年1月、野党が過半数を握る国会は新たな議長を選出。議長グアイドはみずからをベネズエラの暫定大統領と宣言。米国は直ちにこれを承認した。

その後米国は、石油公社、ベネズエラ中央銀行、および主要な政府高官に対してさらなる制裁を課した。

そして2019年8月、全面的な経済制裁が実施された。一連の経済制裁の結果、金や鉄、ボーキサイトなどの鉱業、食品、暗号通貨、銀行など経済活動のほぼすべての領域が、制裁の対象となった。

もうやることがないくらいやり尽くしたと思ったら、また新手を思いついた。

2020年、米国は石油タンカーの船長をリストアップした。そして彼らにベネズエラの港の使用を禁止した。これはイランがベネズエラに石油を供与しようとしたのを妨害するためである。

非公式な報告だが、米国当局はベネズエラとの第三国企業による取引を防ぐために脅迫を行ったとされる。



AlenaDouhan

補足 1 米政府の最近の対応

本報告は、米政府が最近行った措置についても留意する。

2020年1月21日、パンデミックの人的影響を最小限に抑えるために、米国の制裁を緩和する決定を行った。

2021年2月2日、ベネズエラの港や空港での業務に影響を与えている制裁の一部を緩和するための措置をとった。

補足 2 米国以外の国による制裁

ベネズエラ政府と国家に対して制裁を課しているのは米政府だけではない。

2017年に、欧州連合はベネズエラに対して制裁を課した。これには、武器禁輸、内部抑圧に使用される可能性のある製品の輸出禁止、電気通信の管理関連技術の輸出禁止、旅行の禁止と資産凍結が含まれる。

また欧州連合は、制裁措置に関連する措置として、民主主義、法の支配、人権の尊重を損なうと判断される個人の資産を凍結した。

欧州司法裁判所はこの決定を追認した。

2019年にポルトガルの銀行は、12億ドルのベネズエラ政府資金が凍結されたと報告した。

イングランド銀行に保管されていたベネズエラ中央銀行の預金20億ドルも、英国の裁判所の判断で凍結された。

2017年と2018年に、カナダはベネズエラ当局者の資産を凍結し、財産の取引を禁止した。理由は人民弾圧、重大な人権侵害、汚職、検閲、超法規的殺人などである。

2019年までに、リマグループ14か国のうち13か国が、ベネズエラ当局者の入国を禁止し、金融システムへのアクセスを拒否した。

同じく2019年までに、リオ条約の締約国の過半数が、麻薬密売、テロ活動、組織犯罪、および/または人権侵害に参加したとされるベネズエラ当局者に対して、資産凍結を行った。

補足3 ベネズエラ側の対応

ベネズエラは、一方的な強制措置に抗議した。そして、ローマ規程第14条に従って国際刑事裁判所に照会状を提出した。

(鈴木 頌のブログより)

2021年05月23日

国連特別報告官「ベネズエラに対する米国封鎖の影響」2

国連特別報告官「ベネズエラに対する米国封鎖の影響」2

経済の衰退と社会の危機

1. 石油と経済

石油は主要な輸出品で、収入と外貨の主要な源である。

2000年以来、ベネズエラは住宅、教育、識字能力、食料、電気、水道、ヘルスケア、共同体づくりの分野で幅広い改革を実施してきた。

しかし石油に依存したモノカルチャー経済はそのままだった。機械、情報や医薬品まで、欧米諸国から輸入されている。

食糧生産も低水準にとどまっており、国内消費の水準を下回っている。

2. 制裁が経済を悪化させた

経済の衰退は2014年の石油価格の下落から始まる。さらに社会要因として、管理の失敗、汚職の蔓延、国の価格統制の悪影響などが挙げられる。

これらの状況に加えて欧米諸国その他の国による一方的な制裁が状況を悪化させている。

国家の歳入は99%縮小した。在外資産の封鎖と銀行振込の制限より、海外からの送金は減少している。

ベネズエラの市民・民間団体は、欧米系銀行を含む外国銀行への口座を開設したり維持することができなくなっている。

対外ビジネスには多くの制限が課せられ、金融機関の信用を得られず、多額の保険が要求されるようになっている。

米国、英国、ポルトガルの銀行で凍結されたベネズエラの資産は60億米ドルにのぼる。ベネズエラ資本による商品の購入と支払いはブロックまたは凍結されていて、金があっても物が買えない状況になっている。

3. ハイパーインフレがもたらした経済破壊

4年間のハイパーインフレーションにより、自国通貨の切り下げが発生した。最近では1米ドルが200万ボリバルまで上がっている。

この結果、公務員給与は5年前の150～500米ドルから、最近では1～10米ドルに減少している。

制裁の強化により、政府の改革努力とインフラ維持力、社会プロジェクトの実行力は弱まっている。

2015年以降、より良い生活を求めて国を離れたベネズエラ人は100万から500万人と推定される。その結果、人口は2700万人に減少した。公務員は30から50パーセント減り、とくに医師、看護師、エンジニア、教師、教授、裁判官など専門職の減少が著しい。

水道は停電やインフラの摩耗損傷により可動率が低下している。大多数の世帯は、週に1～2回、数時間しか水にアクセスできない。また飲用水を消毒する液が輸入できず、これも水道水の枯渇に拍車をかけている。

ベネズエラでは食料の50%以上を輸入に頼っている。過去6年間で栄養失調が着実に増加し、250万人以上が深刻な食料不安に陥っている。

多くの国民は1日あたりの食事数をへらすことで対処している。食品の量と質の低下、食料購入のための資産の食いつぶし、衣類、教育費の削減も起きている。

4. 社会インフラの崩壊

貧困からくる家族内緊張、暴力や家庭崩壊、児童労働、ブラック・マーケットへの関与、麻薬や人身売買、強制労働が拡大しつつある。

2016年以前、公的医療サービスの大部分は、国によって無料で提供されていた。しかし制裁後は医薬品のみならず、医療のインフラ、水不足などが医療崩壊に拍車をかけた。また劣悪な労働条件と低賃金のために多くのスタッフが現場を離れた。

例えばカラカスの小児循環器病院では、手術回数が5年前の5分の1に減少している。公立病院の医療スタッフは50～70%が空席である。医療機器の約20パーセントしか機能していない。

ベネズエラでははしか、黄熱病、マラリアに対するワクチンが不足している。HIVの死亡率が大幅に上昇した。検査と治療が行われなかったためである。10代の望まれない妊娠が増加している。

政府は、UNDP、ユニセフ、UNAIDS、PAHO、その他の国際機関、ならびに人道援助を提供する教会、民間部門、人道NGOとの協力を図っている。

国連諸機関を通じてイングランド銀行で凍結された資金を解除しようと試みたが、イギリスはこれを拒否した。

(鈴木 頌のブログより)

国連特別報告官「ベネズエラに対する米国封鎖の影響」3

国連特別報告官「ベネズエラに対する米国封鎖の影響」3

この部分はとても難しい。誤訳の可能性もある。それを覚悟の上、お読みいただきたい。

1. 制裁の法的根拠は希薄だ

報告者は、米国政府が制裁を導入する根拠となっている「国家非常事態」は国際法上の要件に対応しないと考える。

「国家非常事態」は、2015年3月8日に米国政府がベネズエラに対して発したものであるが、それは国内法にすぎない。

また、それは市民的および政治的権利に関する国際規約の4に該当しない事案を対象としているからである。しかもそれはすでに6年の間延長され続けている。

国際規約の4では制裁に該当する権利侵害を例示しており、国民の生命に対する脅威が存在すること、状況が緊急を要する事態にあることを要件としている。そしてそれは限定された期間についてのみ適応されるものだ。

昨年9月27日、複数国の連名でベネズエラの人権侵害について国際刑事裁判所へ訴状を提出した。しかしその訴因のほとんどは国際犯罪を構成せず、普遍的な刑事管轄の理由に準拠していない。

2021年1月29日の人権専門家会議は、「生存権および刑事犯罪を構成しない活動」への懲罰行為が禁止されていることを確認した。

とくに第三国へ域外管轄権を強制することは国際法の下で正当化されず、過剰なリスクを増大させるものである。

2. 制裁は国際法違反だ

特別報告者は制裁がその理由によって正当化される範囲をはるかに超えていると考える。

それはベネズエラの全ての人々、とくに極貧層、女性、子供、障害者、重篤な病気の人々、および先住民族に壊滅的な影響を与える可能性がある。

食品、農産物、その他の必需品は、米国政府によるライセンス発行の遅れにより人々に苦しみを与えている。

銀行振込はますます拒否されるようになり、銀行振込期間は果てしなく延長されている。配達日数の延長、運送保険料、銀行振込の費用はますます高価なものとなっている。

そしてこれらすべてが輸入品の価格上昇となって人々を苦しめている。これらは人々の生存権を直接侵害している。

(以下生活の各分野にわたって制裁による被害の実情が述べられ、制裁の非合法性、非人道性が明らかにされていくが、ここでは省略する。必要であれば本文に直接あたっていただきたい)

(鈴木 頌のブログより)